

# 給与規程

施行日：2017年5月25日

(目的)

第1条 この規程は、ボーダレスキャリア株式会社（以下「会社」という。）の社員の給与について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条に定める社員に適用する。契約社員および時間給型社員については、別に定める規程を適用する。

(給与の構成)

第3条 給与の構成は次の通りとする。

- (1) 基本年俸(能力給)
- (2) 定額時間外手当(基本年俸に含む)
- (3) 調整給
- (4) 時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当 (5) 通勤手当
- (6) その他会社が定めた諸手当、賞与

(計算期間および支払日)

第4条

1. 給与は、毎月1日から毎月末日までを計算期間とする。
2. 給与の支払日は翌月25日とする。ただし、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前日に支給する。ただし、第3条第6号の諸手当および賞与の支給日は、会社が定めた日とする。
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、社員(本項第1号については、その遺族)の請求により、給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。
  - (1)社員が死亡したとき (2)やむを得ない事情があると会社が認めたとき。

(支払方法)

第5条

1. 給与は、通貨で直接社員にその全額を支払う。
2. 前項の規定にかかわらず、社員の同意を得た場合は、本人が指定した金融機関の口座への振り込みにより支給するものとする。
3. 第1項にかかわらず、給与を支払う際には、次に掲げるものを控除する。

(1)所得税

(2)住民税

(3)社会保険料 (4)その他社員との賃金控除協定により定めたもの

(給与の支払)

第 6 条 第 3 条に定める年俸(基本年俸)および定額時間外手当(基本年俸に含む)は 12 分の 1 に分割して支給する。

(遅刻、早退、欠勤の賃金控除)

#### 第 7 条

1. 遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、相当時間分の賃金を控除する。所定労働時間から控除する時間分の賃金は、第 2 項による休業した時間が、1 日の所定労働時間の 3 日分以内の場合は、年間労働日数を 245 日とみなした場合の 1 か月あたり平均所定労働日数をもとに計算し、休業した時間が 1 日の所定労働時間の 3 日分を超える場合は、当該月の所定労働日数をもとに計算する。

2. 前項の場合、遅刻、早退または欠勤により休業した時間の計算は賃金計算期間の末日において合計する。

(中途入社者、退職者の取扱い)

第 8 条 給与計算期間の途中で入社、退職、休職、復職した者の給与は、年間労働日数を 245 日とみなした場合の 1 か月あたり平均所定労働日数もしくは当該月の所定労働日数をもとに計算する。また、通勤手当については、別に定める通勤手当支給規程による。

(休職期間中の給与)

(端数処理)

第 9 条 一給与計算期間における給与、手当、通勤交通費等、支給の総額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを 1 円に切り上げるものとする。また、欠勤等控除する場合は、これを切り捨てるものとする。

(年俸)

第 10 条 年俸は、基本年俸、定額時間外手当(基本年俸に含む)、および調整給により構成される。

(基本年俸)

第 11 条 基本年俸は、社員の職位・能力・経験・職務内容および勤務評価などを勘案して各人ごとに決定する。

(定額時間外手当)

第 12 条 定額時間外手当は、年間 240 時間(月間 20 時間)分に相当する時間外勤務手当とし、基本年俸に含め、定額で支払うものとする。定額時間外手当は、社員のうち、裁量労働制・事業場外労働制の適用を受けない社員に支給される。

(調整給)

第 13 条 調整給は、社員の昇格・降格時、給与改訂時、その他会社が必要を認め、調整を要する場合に支給する。

(割増手当)

#### 第 14 条

1. 会社の指示の上、法定労働時間を超えて勤務した場合には時間外勤務手当を、法定の休

日に勤務した場合には休日勤務手当を、深夜(午後 10 時から午前 5 時までの間)に勤務した場合は深夜勤務 手当を支給する。

(1)時間外勤務手当

= 基本年俸/年間所定労働時間(時間外勤務 20 時間分を含む)×時間外労働時間数(法定労働時間を超えた場合)× 1.25

(2)深夜勤務手当

= 基本年俸/年間所定労働時間(時間外勤務 20 時間分を含む)×深夜労働時間数× 0.25

(3)休日勤務手当

= 基本年俸/年間所定労働時間(時間外勤務 20 時間分を含む)×法定休日労働時間数× 1.35

2. 年間所定労働時間は、 245 日×1 日の所定労働時間で計算する。

3. 法定労働時間を超えて勤務した時間または休日に勤務した時間が、深夜に及ぶ場合は、時間外勤務手当または休日勤務手当と、深夜勤務手当を合計した割増賃金を支給する。

4. 年俸型社員就業規則第 8 条に定める管理監督者については、本条第 1 項に定める時間外勤務手当および休日勤務手当を支給しない。

(通勤手当)

第 15 条 通勤手当は別に定める通勤手当支給規程による。

(その他会社が定めた諸手当、賞与)

第 16 条 会社は、上記各種手当以外に定めた手当や報奨を支給することがある。

(給与の改訂)

第 17 条

1. 給与は原則として毎年 3 月に社員の能力、勤務成績等を査定して決定し、当月より支給する。

2. 会社は必要に応じ、臨時に給与を見直すことがある。